



令和6年1月31日

古河市長 針谷 力 様

古河市上下水道事業運営審議会

会長 飯田 明



### 適正な水道料金水準について（答申）

令和5年1月26日付け古水第5号で諮問のありました古河市の適正な水道料金の水準について、当審議会の意見をまとめましたので下記のとおり答申いたします。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

#### 記

##### 1 料金改定

古河市水道事業は、平成20年から平成22年にかけて料金改定を実施し、その後は企業債残高の抑制をはじめとした経営努力により現行料金を維持してきた。しかし、給水人口の減少や水道施設の老朽化等の課題に加え、令和7年度の安定水利権取得に伴う思川開発事業費用の負担が見込まれることから、将来にわたって安定した水道サービスの提供を継続するためには、水道料金の改定が必要である。

##### 2 適正な水道料金水準

水道料金算定対象期間（令和7年度から令和11年度まで）における水道事業の財政収支見通しにおいては、思川開発事業費用等に対して利益及び減債積立金を充当してもなお発生する財源不足を解消するための料金改定率は、8.5%程度とすることが望ましい結果となった。ただし、令和7年度から経営状況に大きく影響する思川開発事業費用の負担額が見込額により計上されていることから、思川開発事業完了後の状況に応じて、次の経営指標に係る判断基準を基本とした上で、可能な限り改定率を低く抑えること。

##### ○適正な水道料金水準における経営指標及び判断基準

- |              |        |
|--------------|--------|
| (1) 経常収支比率   | 100%以上 |
| (2) 料金回収率    | 100%以上 |
| (3) 債務償還可能年数 | 15年未満  |

### 3 料金体系

現行の料金体系は、基本料金及び従量料金による口径別二部料金制が採用されている。基本料金は、古河市水道事業の給水契約者数の約99%が使用している量水器口径13mmから25mmまでの口径区分について、低額に設定されている。従量料金は、逡増制（4段階）とされ、主に一般家庭が使用する水量区分帯について、低額に設定されている。水道事業に係る経費は、使用水量に応じて増大するという観点から、口径別二部料金制の採用により費用負担の公平性と料金体系の明確化が確保されていると考えられる。以上により、現行の料金体系区分の採用が望ましい。

### 4 料金改定の時期

現状の水道料金水準では、思川開発事業費用の負担発生後に経営赤字となる見込みのため、当該費用負担発生と同時期の改定が適当である。

### 5 料金改定の方法

料金改定が市民生活に与える影響を鑑み、段階的な引き上げが望ましい。

### 6 附帯意見

- (1) 水道料金については、社会経済情勢や経営状況を踏まえた上で、定期的に見直しを検討する機会を設けること。
- (2) 料金改定の際には、水道使用者に改定の必要性及び内容を十分に周知徹底するよう努めること。
- (3) 水道施設及び管路の更新時期の到来を踏まえ、計画的かつ効率的な更新を実施し、安心安全な水道サービスの提供に努めること。
- (4) 企業債の抑制や広域連携の検討をはじめとした経営努力を今後も継続し、健全経営を持続するとともに、デジタル技術の導入等を積極的に検討し、一層の水道サービスの向上に努めること。

以上